○宜野湾市地域づくり推進事業基金の運用に関する要綱

平成25年8月26日

訓令第29号

改正 平成29年9月1日訓令第21号 平成30年3月26日訓令第19号

令和5年7月12日訓令第17号

(目的)

第1条 この訓令は、宜野湾市地域づくり推進基金条例(平成3年宜野湾市条例 第5号。以下「条例」という。)に規定する運用益金の処理に関し必要な事項 を定めるものとする。

(対象事業)

- 第2条 対象事業は、自ら考え自ら行う市民に誇れる地域づくり事業であり、次 に掲げるものとする。
 - (1) 人材育成事業
 - ア 本市の地域づくりに関する講演会、ワークショップ、勉強会等の開催に 関する事業
 - イ 本市の地域特性を活用した人材育成事業
 - (2) 地域文化振興事業
 - ア 本市の伝統芸能の保存、継承及び発展に関する事業
 - イ 本市の地域特性を活用したまちづくり振興事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業としない。
 - (1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- 3 対象事業の助成期間は、3年を限度とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) これから市内で活動を始めようとする団体
- (2) 市内で活動を始めている団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、助成対象 としない。
 - (1) 政治、宗教又は営利を目的とした団体
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しく はその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日か ら5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる団体

(助成金)

- 第4条 助成金は、条例第2条による基金から生ずる果実を運用資金として、一般会計予算に計上する。
- 2 助成金は、予算の範囲内で第2条の対象事業に対して交付する。
- 3 第2条の対象事業が他の補助事業から補助されている場合助成金は、交付されないものとする。
- 4 助成金は、1年度1団体1事業とし同一事業に対する助成金の交付は3回を 限度とする。

(助成金の申込)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、事業計画年度の前年度の11月末 日までに次に掲げる書類を添付し、助成事業申込書(様式第1号)を市長に提出 しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) 団体の沿革書
 - (4) 保護者の同意書(児童又は生徒の場合に限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要とされる資料

(助成対象経費)

- 第6条 人材育成事業及び地域文化振興事業については、一事業あたり50万円を限度として助成し、助成金の額は、事業の支出総額から当該事業に係る収入を差し引いた額とする。また、助成金交付の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。
- 2 市長が特に必要と認める事業については、当該事業内容を審査のうえ助成する。

(審査委員会による審査及び審査結果の通知)

- 第7条 市長は、第5条の規定による申込みを受けたときは、宜野湾市地域づく り推進事業基金審査委員会設置規則(平成30年宜野湾市規則第14号)の規定に基 づき、当該審査委員会(以下「審査委員会」という。)にその内容を審査させる ものとする。
- 2 審査委員会は第5条の規定による申込み等を審査し、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 審査基準等については、別に定めるものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する審査結果の報告を受けたときは、助成金の対象事業としての可否を決定し、助成金の交付が適当であると認めるときは申込者に 速やかに通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 前条の規定による通知を受け、助成金の交付を受けることが適当であると認められた個人又は団体は、当該年度の4月末日までに助成金交付申請書 (様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、助成金交付決定通 知書(様式第3号)を申請者に速やかに送付するものとする。

(助成金の交付方法)

第10条 助成金は概算払により交付することができる。

2 前条の規定により助成金交付決定の通知を受けた申請者(以下、「助成金交付決定事業者」という。)は、助成金の概算交付を請求しようとするときは、 市長の定める期日までに、助成金概算交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の概算交付)

- 第11条 市長は前条の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を概算交付するものとする。
- 2 概算払を行う場合の交付額は、交付決定額の10分の9を上限とし、1,000円 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(承認事項)

- 第12条 助成金交付決定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち市長が軽微と認めるものについては、この限りでない。
 - (1) 助成金交付事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 助成金交付事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 助成金交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の助成金交付事業(変更・中止・廃止)承認申請書が提出された ときはその内容を審査し、内容について承認または不承認の決定をして、助成 金交付事業(変更・中止・廃止)(承認・不承認)通知書(様式第6号)により、助 成金交付決定事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 市長は、助成金交付事業の円滑、かつ適正な執行を図るため必要がある と認められるときは、助成金交付決定事業者に対し、助成金交付事業の遂行状 況に関し、報告させることができる。

(実績報告)

第14条 助成金交付決定事業者は、当該事業年度の2月末日までに事業を実施 し、事業終了後、速やかに事業内容を明らかにする次に掲げる資料等を添付し

- て、助成金交付事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- (1) 事業活動報告書
- (2) 収支決算報告書
- (3) 支払の書類及び決算に関する証明資料等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(助成金の確定)

- 第15条 前条の報告書に基づき報告が適当と認められたとき、市長は助成金の額 を確定し、助成金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。 (助成金の交付請求)
- 第16条 助成金の交付を受けようとする助成金交付決定事業者は、前条により交付額の確定通知を受けた後に、助成金交付請求書(様式第9号)を市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第17条 市長は前条の規定による請求を受けたときは内容を審査し、適切な場合 は速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消及び返還)

- 第18条 市長は、助成金交付決定事業者が助成金を他の用途に使用し、その他助成金の交付決定の内容に違反したとき又は事業を中止若しくは廃止したときは助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、市長は助成金交付取消し及び返還通知書(様式第10号)により返還を命ずることができる。
- 2 市長は第14条に規定する実績報告に基づき、当該事業に係る助成金に残額が 生じていると認めるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。 (補則)
- 第19条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年9月1日から施行し、この訓令の施行の際現に改正前 の宜野湾市地域づくり推進事業基金の運用に関する要綱の規定に基づき行われ ている事業については、なお従前の例による。

(宜野湾市地域づくり推進事業基金の運用に関する要綱の廃止)

2 宜野湾市地域づくり推進事業基金の運用に関する要綱(平成4年訓令第1号) は、廃止する。

附 則(平成29年9月1日訓令第21号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の宜野湾市地域づくり推進事業基金の運用に 関する要綱の規定に基づき行われている事業については、なお従前の例によ る。

附 則(平成30年3月26日訓令第19号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月12日訓令第17号)

この訓令は、令和5年7月12日から施行する。

別表(第6条関係)

		·			
	助成金対象経費				
1	謝礼金	講師謝礼金等(ただし、5万円以内とする。)※申請者や団体			
		等の構成員に対する人件費、謝礼等の費用は認めない。			
2	旅費	実費額(ただし、必要最小限度の経路等に係る費用のみ認め			
		る。)			
3	需要費	事務用品費、印刷製本費等(ただし、申請団体等の恒常的な			
		活動に要する費用は認めない。)			
4	役務費	通信運搬費、広告料、手数料			

5	委託料	
6	使用料及び賃	会場使用料等(ただし、申請者や団体等の恒常的な活動に要
	借料	する費用は認めない。)
7	備品購入費	(ただし、申請者や団体等の恒常的な活動に要する備品は認
		めない。また事業の中止・廃止の場合は備品の帰属について
		市と協議する。)
8	その他の経費	上記以外で市長が必要と認めるもの

(注)商品券、抽選券等の金券や記念品等の購入費用及び領収書等により支払が明確に確認できない経費(社会通念上適切でない経費も含む。)は認めない。

宜野湾市長 殿

 申込者、団体名

 住
 所

 連
 絡
 先

 氏名、代表者名

助 成 事 業 申 込 書 (宜野湾市地域づくり推進事業基金)

令和 年度宜野湾市地域づくり推進事業基金助成事業の事業を下記のとおり申込み致 します。

記

区 分	1 人材育成事業 2 地域文化振興事業
事業の名称	
申 請 額	
事業費総額	

- (1) 事業計画書 (別紙のとおり)
- (2) 事業収支予算書 (別紙のとおり)
- (3) 「区分」については要綱第2条の対象事業に留意下さい。

事業計画書 (宜野湾市地域づくり推進事業基金)

	(11,20,3/ > () 1EV	= 4 //433333/	
	申込者、団体名			
	代表者名(申込者が団体			
	の場合にのみ記入)			
	所在地 (申込者が個人の			
申	場合には自宅住所を記入)			
込	設立年 (申込者が団体の		会員数 (申込者が団	
22	場合にのみ記入)	年	体の場合にのみ記入)	人
者	連絡先			
概				
	E-mail			
要	B mari			
	これまでの			
	活動概要			

	概算交付の希望 有無	有・無	
	概算交付の申請額		
概算交付に	概算交付の希望時 期		
付について	概算交付を必要とする理由		

事業概要

事 業 名	
事業の目的 (背景・課題を含む)	
事業の内容 (具体的な課題解決 の方法、事業の実施場 所、事業の実施体制 等)	
事業実施により期待 される効果	

事業実施スケジュール表

実 施 年 月 日	実 施 內 容

事 業 収 支 予 算 書 (宜野湾市地域づくり推進事業基金)

1	. 비▽	7	D	立 ひ	(単位:	ш	ľ
1	. нх	\wedge	0)	台	(単小):	Н	ı

項目	内訳	金額	
地域づくり推進事業基金			円
合計			円
		I	

2. 支 出 の 部 (単位:円)

項目	内訳	金額
合計		円

※支出の部における助成対象経費については要綱第6条別表を留意下さい。

令和 年 月 日

宜野湾市長 殿

 申請者、団体名

 住
 所

 連
 絡
 先

 氏名、代表者名

助 成 金 交 付 申 請 書 (宜野湾市地域づくり推進事業基金)

令和 年度宜野湾市地域づくり推進事業基金助成事業を実施したいので、宜野湾市地域づくり推進事業基金の運用に関する要綱第8条の規定により申請します。

1	助成金	交 付 申 請 額	円
	添付書類		
2	(1)	事業計画書	1 部
	(口)	事業収支予算書	1 部